

ウッド・チェンジ ロゴマーク 活用のご案内

ウッド・チェンジ ロゴマークは、「ウッド・チェンジ (※)」の趣旨に賛同し、木材利用の取組を積極的に推進していることのPRにご使用いただけます！（例：ポスター、チラシ、webサイト等）

広くロゴマークをご使用いただくことで、「ウッド・チェンジ」の輪が大きくなり、「木づかい運動」を盛り上げ、木材利用の需要拡大につながります。多くの方の使用登録をお待ちしています！

(※) ウッド・チェンジとは、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。

【背景】

林野庁では、日本の森林の健全な維持やカーボンニュートラルにつながる「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を促進するため、建築物等の木造・木質化や身近なものの木製品化による木材利用拡大に取り組んでいます。

その一環で国民運動として「木づかい運動」を展開しており、「ウッド・チェンジ」を合言葉に様々な取組を行っています。



【ロゴマークの使用申請について】

1. ウッド・チェンジ ロゴマーク使用規程をご確認の上、内容にご了承いただける場合には、使用を開始する日の5日前（土、日、祝日の日数は算入しない）までに、登録フォームに必要事項を入力して申請してください。
2. 使用を認められないと判断される場合のみ、遅滞なく通知いたします。

(注) 使用が認められない場合の例として、営利を主たる目的とする場合が該当します。

例えば、販売して収益を上げる予定の布バッグやTシャツの柄としてロゴマークをプリントするなど、商品そのものへのマークの使用はお控えください。

なお、商品のチラシやパッケージ、イベントで着用するTシャツや配布者自ら製作する頒布品等に使用することは問題ありません。

ロゴマークの使用規程・ガイドライン、申請登録フォームなど、詳細はこちらから↓
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/wood-change-logo.html>



お問合せ先：林野庁木材利用課 消費対策班 (TEL : 03-6744-2298)